

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年2月10日認可した。

平成21年2月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）成願寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）俊正地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池尻地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）砂子池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上新開地区
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南土居地区
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）切池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）梨の木股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三谷東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）円座谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上川井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）四反地池地区